児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

名 御

御

平成二十八年三月三十一日

国務大臣 麻生 太郎内閣総理大臣臨時代理

官

政令第百八十七号 児童福祉法施行令の一部を改正する政令

十一条の五の四第三項の規定に基づき、この政令を制定する。 内閣は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第二項第二号及び第、

児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する

定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)による保育を受ける児童」を、「次号」の下に「及び第五 号」を加え、同条第四号中「第二十五条の二第二号二」を「第二十五条の二第二号ホ」に改め、同号 まで」に改め、同条第三号中「までの児童」の下に「若しくは特例保育(子ども・子育て支援法第三 を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。 十条第一項第四号に規定する特例保育をいう。)若しくは家庭的保育事業等(法第二十四条第二項に規 第二十四条第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同条第二号中「及び第四号」を「から第五号 号

く。) 次のイからハまでに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定 二号に掲げる所得割の額を合算した額が七万七千百一円未満であるもの(次号に掲げる者を除 場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第 について指定通所支援のあつた月の属する年度(指定通所支援のあつた月が四月から六月までの 保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者 者を含む。)をいう。以下この号及び第二十五条の二において同じ。)が二人以上いる通所給付決定 負担額算定基準者(通所給付決定保護者の児童(これに準ずる者として厚生労働省令で定める

(ii)

えるときは、同号に定める額とする。) 就学の始期に達するまでのものをいう。以下この号及び第二十五条の二において同じ。)である 通所給付決定保護者 次の(1)及び(2)に掲げる額を合算した額(その額が第二号に定める額を超 全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者(負担額算定基準者のうち小学校

第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項 ものに限る。)に百分の十を乗じて得た額 のうち最年長者をいう。以下この号及び第二十五条の二において同じ。)である障害児に係る 通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者(小学校就学前負担額算定基準者

第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項 係るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額 額算定基準者を除く小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児に限る。)に通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児(小学校就学前最年長負担

決定保護者 次の(1)及び(2)に掲げる額を合算した額(その額が第二号に定める額を超えるとき 負担額算定基準者のうち小学校就学前負担額算定基準者以外の者が一人のみである通所給付 同号に定める額とする。)

通所給付決定に係る障害児(小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。)に係るもの第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の に限る。) に百分の十を乗じて得た額 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項

通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児に係るものに限る。) 第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の に百分の五を乗じて得た額 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項

> 定める額とする。) 三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保 ものに限る。) に百分の十を乗じて得た額(その額が第二号に定める額を超えるときは、 護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。)に係る 負担額算定基準者のうちに小学校就学前負担額算定基準者以外の者が二人以上いる通所給付 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の

を 一十五条の二第一号中「イから二まで」を「イからホまで」に改め、同号二中「第二十四条第四 「第二十四条第五号」に改め、同号中二をホとし、 ハの次に次のように加える。

護者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額 第二十四条第四号に掲げる通所給付決定保護者 次の①から③までに掲げる通所給付決定保

(その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。) 第二十四条第四号イに掲げる通所給付決定保護者

次の(i)及び(i)に掲げる額を合算した額

者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児に係るものに 限る。)に百分の十を乗じて得た額 項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二

限る。)に係るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額 者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児(小学校就学前最年 長負担額算定基準者を除く小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児に 項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二

(その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。) 第二十四条第四号口に掲げる通所給付決定保護者 次の()及び(i)に掲げる額を合算した額

(2)

者の通所給付決定に係る障害児 (小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。)に係 るものに限る。) に百分の十を乗じて得た額 項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二

(ii) 限る。)に百分の五を乗じて得た額 者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児に係るものに 項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二

の額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。) 前負担額算定基準者であるものを除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額(そ 基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学 た指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める 第二十四条第四号ハに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受け

童が」を「小学校就学前児童が」に改め、「二」の下に「及びホ」を加え、同号中二をホとし、 に次のように加える。 を「小学校就学前児童が」に改め、「二」の下に「及びホ」を加え、同号中二をホとし、ハの次同号ロ中「及び二」を「からホまで」に改め、同号ハ中「通所給付決定に係る小学校就学前児一十五条の二第二号中「イから二まで」を「イからホまで」に改め、同号イ中「二」を「ホ」に

二 負担額算定基準者が二人以上いる通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及 算した額が七万七千百一円未満であるもの(ホに掲げる者を除く。) 次の(1)から(3)までに掲げ 地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合 する年度(基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について基準該当通所支援のあつた月の属 る通所給付決定保護者の区分に応じ、 それぞれ(1)から(3)までに定める額

官

-) 重行合力やで尿嚢なが引ってしません。な有重行で浸さならまで、ことのほのに(その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。) 第二十四条第四号イに掲げる通所給付決定保護者 次の①及び⑪に掲げる額を合算した額
- ・ 通所合力やご保護者が同一の目に受けた基準該当通所で援こならた第二十一条の五の三のに限る。)に百分の十を乗じて得た額(悪護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児に係るも第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定)、通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三、
- 児に限る。)に係るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額 というに係るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額 というち最年長者である障害 最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前負担額算定基準者である障害児(小学校就学前第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定の三)
- (その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。)(2) 第二十四条第四号口に掲げる通所給付決定保護者 次の①及び⑪に掲げる額を合算した額
- 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。)保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。)第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定第二十一条の五の三)
- のに限る。)に百分の五を乗じて得た額保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児に係るも第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定価) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三
- (その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。) (その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。)に百分の十を乗じて得た額める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校た基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定、第二十四条第四号ハに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受け

|十四条第五号| に改める。| 第二号」を「第四号」に改め、同条第二号中「第二十四条第四号」を「第年十五条の六第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同条第二号中「第二十四条第四号」を「第

5] を「法第六条の二の二第三項」に改める。 第二十八条中「(法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)]を削り、「同

附則

項

(施行期日)

1

(経過措置)

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

ついて適用し、同日前に行われた指定通所支援等については、なお従前の例による。二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援(以下「指定通所支援等」という。)に施行の日以後に行われる児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援及び同法第2 この政令による改正後の児童福祉法施行令第二十四条及び第二十五条の二の規定は、この政令の

国務大臣 麻生 太郎内閣総理大臣臨時代理